

■経費一覧表

	主な経費科目	必要経費になるもの	必要経費にならないもの
⑧	租税公課	<ul style="list-style-type: none"> ■事業税、事業用資産にかかる固定資産税、自動車税、不動産取得税、登録免許税、自動車取得税、自動車重量税、事業で発生した印紙税、消費税及び地方消費税（税込経理方式） ■商工会議所、商工会、協同組合、同業者組合、商店会、納税協会、青色申告会等の会費など 	<ul style="list-style-type: none"> ■家庭用の固定資産税、自動車関連税など ■所得税、道府県市町村民税、相続税、贈与税、加算税・加算金、延滞税・延滞金など
⑨	荷造運賃	顧客への商品の発送の際のガムテープやダンボールなどの梱包材料の費用や、配送料など	
⑩	水道光熱費	事業用の水道代、電気代、ガス代、灯油代など	家庭用の部分は必要経費になりません。
⑪	旅費交通費	業務上の電車代、バス代、タクシー代、高速道路代、コインパーキング代、出張の宿泊費、従業員の出張の日当など。	事業主の出張の日当
⑫	通信費	事業用の固定電話代、携帯電話代、公衆電話の利用料、インターネット接続代、ハガキ・切手代、電報料など	家庭用の部分は必要経費になりません。
⑬	広告宣伝費	<ul style="list-style-type: none"> ■新聞、雑誌、ラジオ、TVへの広告掲載やチラシ・DM、ホームページ・カタログ制作など ■広告用のグッズ（社名入りカレンダーなど）の制作費 ■店舗の装飾（看板など）、展示会出展費、サンプル代など 	
⑭	接待交際費	取引先などに対する <ul style="list-style-type: none"> ■接待のための飲食代、お茶菓子代など ■旅行やゴルフなどの招待費用 ■お中元・お歳暮・見舞金・香典等 	
⑮	損害保険料	事業用資産などへの自動車任意保険、自賠責保険、損害保険、火災保険、地震保険等	生命保険
⑯	修繕費	事業用の店舗、自動車、機械などの固定資産の修理に要した費用。	修繕によって資産の価値が増加したり、耐用年数が増加する場合は、資本的支出として減価償却資産となります。
⑰	消耗品費	事務用品（文房具、コピー用紙など）、消耗品（ガソリン代、電池、蛍光灯など）や器具備品（机、椅子、パソコン、棚等）のうち、10万円未満のものや使用可能期間が1年未満のもの。	10万円以上のものは、減価償却資産となります。（特例あり）
⑱	減価償却費	建物、機械装置、ソフトウェア、車両、器具備品等の減価償却資産を毎年一定額ずつ耐用年数に基づき計算し、費用として算出した額。	土地や骨とう品など年数が経過しても価値が減少しないものは減価償却を行いません。
⑲	福利厚生費	<ul style="list-style-type: none"> ■従業員の福利厚生を目的として支出する費用。社員旅行代、慶弔費等、飲食代、お祝い金、健康診断料等 ■従業員の健康保険、厚生年金、雇用保険の保険料等の会社負担分 	従業員がいない場合は利用できません。
⑳	給料賃金	事業主・青色事業専従者以外の従業員に対して支払った給料、賞与、時間外手当、各種手当、退職金等	青色事業専従者以外の妻や子供等の家族に支払ったものは経費になりません。
㉑	外注工賃	事業に必要な業務の一部を外部に委託した場合や、修理加工などで外部に注文して支払った場合の加工賃など。 ※建設業などを営んでいる方の外注費も含まれます。	
㉒	利子割引料	事業用の借入金の利子や、受取手形の割引料など。	
㉓	地代家賃	事務所家賃、駐車場の賃貸料、倉庫賃借料等、店舗・工場・倉庫等の地代や家賃。	
㉔	貸倒金	売掛金や未収金、受取手形、貸付金などが回収不能（貸倒れ）となった経費。	
	研修費	事業に直接必要な知識や技能を習得するための、研修会等への参加費用、テキスト代、資格取得費、セミナー開催費・講師等の謝金など。	
	新聞図書費	事業として営む上で、必要な資料を得るために購入した、雑誌や書籍、専門誌、業界紙等。	
㉖	雑費	上記科目に該当するものがないその他の少額な経費。現金過不足、産業廃棄物処理料等。	
㉘	貸倒引当金繰戻	前年に貸倒引当金に繰入を行った金額を、本年分に繰戻して収入とします。	
㉙	貸倒引当金繰入	将来の貸倒れによる損失に備えるため、売掛金、貸付金、前渡金、未収入金、受取手形について個別評価・一括評価により一定の金額以下を計算して繰り入れることができます。	<ul style="list-style-type: none"> ①家事上の貸金 ②保証金、敷金 ③資産を取得するための手付金や前渡金 ④前払給料・概算払旅費・前渡交際費などの一時的な仮払金・立替金など ⑤雇用保険法、雇用対策法、障害者の雇用の促進等に関する法律等の法令の規定に基づき交付を受ける給付金等の未収金 ⑥仕入割戻の未収金 ⑦同じ相手方の買掛金等と相殺できる金額 ⑧すでに貸倒れとして処理した金額
㉚	専従者給与	妻や子供等の青色事業専従者に支払った給与。	

計上に利用する科目は、厳密に決まっているものではありませんので、自社の経営に沿って自由に決定することができます。

ただし、「利害関係者に適切な情報を開示する」ため、一般にわかりやすい勘定科目で、同じ経費は常に同じ科目で処理することが重要です。